

つくば市議会広報広聴委員会運営要綱（令和2年つくば市議会告示第3号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第3条（略） （準用）</p> <p>第4条 委員会の運営については、つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）第3条、第4条、<u>第7条第1項及び第2項</u>、第8条から第18条の4まで、<u>第31条第1項</u>、第32条、第37条から第41条まで、第46条から第49条まで、第51条、<u>第52条並びに</u>第60条から第65条までの規定を準用する。</p> <p>第5条（以下略）</p>	<p>第1条—第3条（略） （準用）</p> <p>第4条 委員会の運営については、つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）第3条、第4条_____、第8条から第18条の4まで、<u>第31条_____</u>、第32条、第37条から第41条まで、第46条から第49条まで、第51条、<u>第52条及び</u>第60条から第65条までの規定を準用する。</p> <p>第5条（以下略）</p>